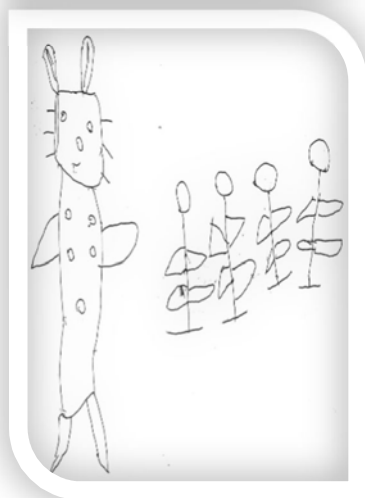
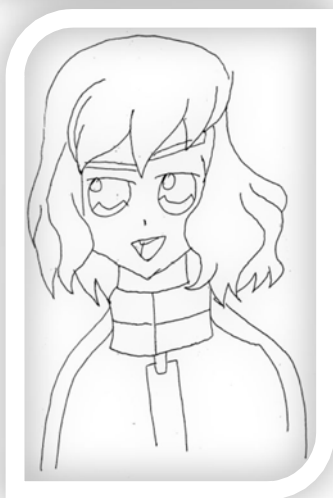


第3次 大山崎町障がい者（児）計画

第4期障がい者（児）基本計画

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画



平成30年3月
大山崎町

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国の障がい者施策は、平成 14 年 12 月に障がいのある人の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図る「障害者基本計画」を策定し、これまで障がい者制度改革が進められてきました。

平成 23 年に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が成立しました。また、障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。そして、平成 25 年 6 月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。この障害者差別解消法の成立により国内法の整備がなされたことから、平成 25 年 12 月に障害者権利条約が国会承認され、平成 26 年 1 月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

こうした状況を踏まえ、「第 3 次大山崎町障がい者（児）計画（第 4 期障がい者（児）基本計画及び第 5 期障がい福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画）」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

3 計画の期間

障がい者（児）基本計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年計画とします。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年計画です。

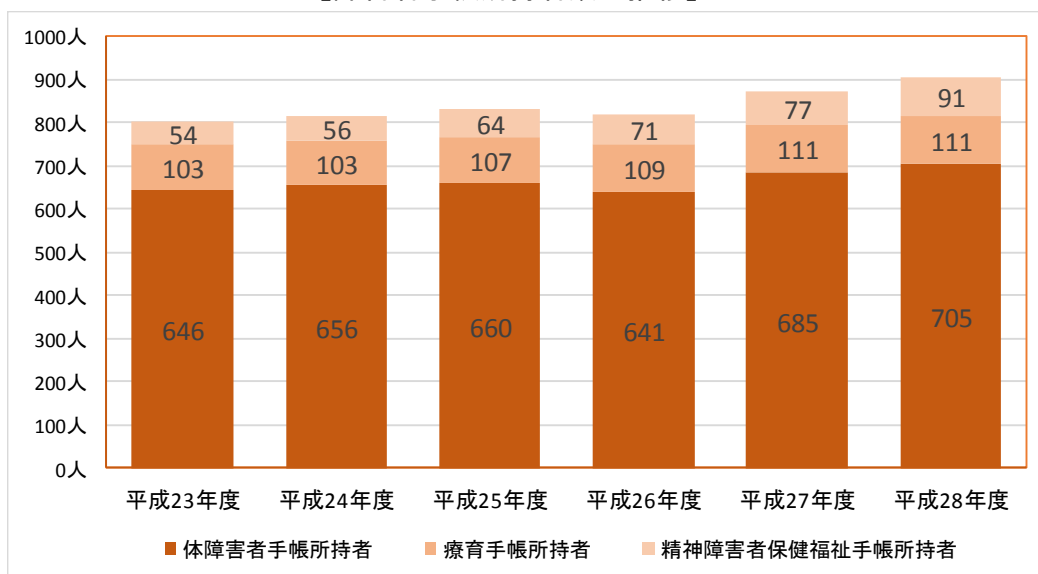
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者（児） 基本計画	第 4 期計画					
障がい福祉計画	第 5 期計画			第 6 期計画（予定）		
障がい児福祉計画	第 1 期計画			第 2 期計画（予定）		

本町における動向

1 障害者手帳所持者数の推移

平成 23 年から平成 28 年にかけて、身体障害者手帳所持者数は 646 人から 705 人まで増加、療育手帳所持者数は 103 人から 111 人まで増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 54 人から 91 人まで増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

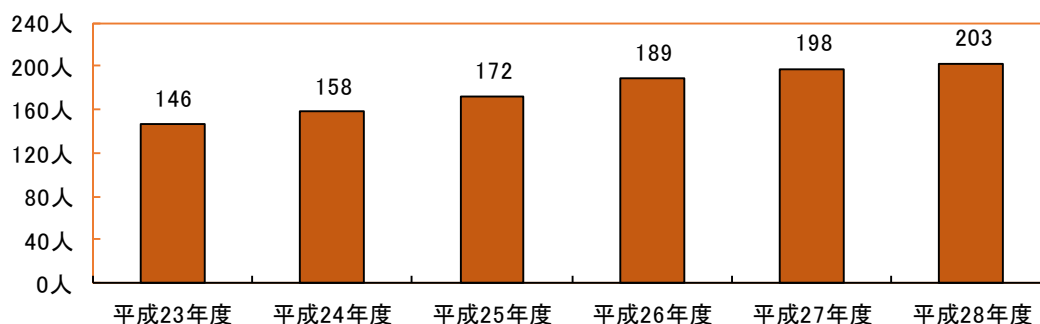


各年度末現在

2 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は年々増加しており、平成 28 年度で 203 人となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



各年度末現在

第4期障がい者(児)基本計画

1 基本理念

共につくる福祉のまちをめざして

ささえあい、心やさしい、ふるさとを

これまで「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念に、町民みんなで協力し合い、障がいのある人が可能な限り自立した生活を営み、地域の一員として社会生活を送れる環境づくりに取り組んできました。

本計画では、「ノーマライゼーション」の理念を継承しつつ、障がいのある人が、より身近な地域社会である本町において、その人らしく自立して幸せに暮らせるように、地域に住む人びとがともに支え合う自立と共生のやさしい福祉のまちづくりをめざします。



2 基本目標

(1) 理解と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし、お互いを尊重し合うような「平等」を基本とした社会では、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人に対する正しい理解と認識が不可欠になります。

障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動、福祉教育の充実に取り組むとともに、障がいのある人となない人の相互理解を深めるための交流の促進を図ります。

【施策の方向】

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進 | (3) 市民、団体、ボランティア活動等の推進 |
| (2) 福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実 | ① ボランティア活動の推進 |
| ① 多様な場における福祉教育の推進 | ② 各種団体の活動支援 |
| ② 交流ふれあいの場づくりの推進 | ③ 地域福祉活動の推進 |

(2) 教育、療育の推進

障がいのある子どもが、その年齢及び能力に応じ、その障がい特性に応じた教育・療育が受けられる環境づくりが必要です。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育・療育が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

【施策の方向】

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 早期療育の充実 | ② 障がい児保育の推進 |
| ① 早期発見、早期療育の充実 | |
| (2) 障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実 | ② 放課後や長期休業などにおける支援の充実 |
| ① 障がいの特性に応じた教育の充実 | |
| (3) スポーツ、文化、レクリエーション、余暇活動の充実 | ② 文化・芸術活動の活性化への支援 |
| ① スポーツ・レクリエーション・余暇活動の充実・強化 | |

(3) 生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスをはじめとした各種生活支援サービスの充実を図る必要があります。

そのため、日常生活における不安の解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、乙訓2市や障がい者団体、サービス提供事業者と連携をさらに強化しながら、各種サービスの確保に取り組んでいきます。

【施策の方向】

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 相談支援体制の充実 | (4) 生活安定のための施策の充実 |
| (2) 障がい福祉サービス等の充実 | ① 各種年金・手当などの充実 |
| ① 障がい福祉サービス等の充実・確保 | ② 補装具・日常生活用具の給付等の実施 |
| ② 障がい者リハビリテーションの充実強化 | (5) 精神障がい者の福祉の充実 |
| (3) 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応 | (6) 権利擁護の推進 |
| ① 障がいの重度化、医療的ケアを必要とする人の支援 | |
| ② 障がいのある人の高齢化対策の充実 | |

(4) 保健・医療の充実

障がいの早期発見・早期治療の充実を図り、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健サービス、医療サービスが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

【施策の方向】

(1) 保健・医療の充実

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ①障がいの発生予防と早期発見 | ②ライフステージに応じた保健サービスの推進 |
| ③障がいのある人に対する医療の整備・充実 | ④医療費助成制度の充実 |
| ⑤地域リハビリテーションの推進及び支援体制の充実 | ⑥難病保健・福祉対策の推進 |

(2) 精神保健、医療施策の推進

(5) 生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全・安心に生活ができ、また社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化の推進に努めます。
また、災害時などの緊急時に対応できるよう、防犯、防災体制の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 福祉のまちづくりの推進

- | | |
|-----------------|------------|
| ①人にやさしいまちづくりの推進 | ②社会生活の場の整備 |
| ③住まいの場の確保 | ④移動条件の整備 |

(2) 情報・コミュニケーション支援

- | | |
|----------|--------------|
| ①情報提供の充実 | ②コミュニケーション支援 |
|----------|--------------|

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

- | | |
|--------------------------|--------|
| ①障がいのある人に配慮した防犯・防災対策等の推進 | ②知識の普及 |
|--------------------------|--------|

(6) 雇用・就労の促進

障がいのある人の社会参加と経済的基盤の確立をめざすため、企業等に障がいに対する理解の浸透を図り、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。

また、雇用の促進に向け、関係機関と連携を図った職業相談や職業リハビリテーションに取り組むとともに、一般企業で働くことが難しい人の福祉的就労の場の確保に取り組んでいきます。

【施策の方向】

(1) 一般就労の促進

(2) 福祉的就労の充実

第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

障がい福祉計画は、本町の障がい者施策の基本となる「障がい者（児）基本計画」の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込みを示した計画です。

そのため、障がい者（児）基本計画の基本理念である「共につくる福祉のまちをめざして」を障がい福祉計画においても基本理念とし、障がいのある人・子どもが安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害者基本法の基本理念に則り、平成29年度に示された国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を示す計画です。

また、平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村は「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされました。本町では「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（平成30年度から32年度まで。以下では「障がい福祉計画」といいます。）として一体的に策定するものです。

2 計画策定に向けて踏まえるべき制度改革

障がい者の望む 地域生活の支援

- ・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ・重度訪問介護の訪問先の拡大
- ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

障がい児支援の ニーズの多様化への きめ細やかな対応

- ・居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（訪問型児童発達支援）の創設
- ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

サービスの質の確保・ 向上に向けた環境整備

- ・補装具費貸与の活用の拡大
- ・障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設、及び自治体による調査事務・審査事務の効率化

3

各サービスの見込量に対する考え方

国の基本指針において、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援という障害者総合支援法の施行に伴い、障がい福祉サービスの対象に難病患者が含まれるようになり、また、重度訪問介護の対象者も拡大されるなど、様々な制度改正が行われました。

サービスの支給決定は、障害支援区分やサービス等利用計画案など、すべての勘案事項に関して障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえて適切に行っていきます。特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、障がい福祉サービスのみならず、地域生活支援事業におけるサービスも含めて支給決定を行っていきます。

障害福祉サービス			地域生活支援事業
訪問系	●居宅介護 ●行動援護	●重度訪問介護 ●重度障害者等包括支援	(1)必須事業 ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター (2)任意事業
日中活動系	●生活介護 ●就労移行支援 ●就労定着支援	●自立訓練(機能訓練、生活訓練) ●就労継続支援(A型、B型) ●療養介護 ●短期入所	
居住系	●自立生活援助 ●施設入所支援	●共同生活援助	
相談支援	●計画相談支援 ●地域定着支援	●地域移行支援	
障がい児を対象とした支援			
●児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●医療型児童発達支援 ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネータの配置			
●居宅訪問型児童発達支援 ●保育所等訪問支援 ●障がい児相談支援			

障がい児を対象とした支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 医療型児童発達支援
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 障がい児相談支援

計画の推進に向けて

4つの連携を強化して計画を推進します。

- (1) 庁内連携体制の強化
- (2) 乙訓2市1町、京都府との連携の強化
- (3) 乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化
- (4) 障がい者団体・サービス提供事業者等、関係機関との連携強化

計画の進行管理及び評価については、「大山崎町障害者基本計画等策定委員会」を通じて、計画の進行管理・評価を行っていきます。

第3次
大山崎町障がい者（児）計画
第4期障がい者（児）基本計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画
平成30年3月発行

発行：大山崎町 健康福祉部 福祉課 社会福祉係
住所：〒618-8501
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地
電話：075-956-2101（代表）
FAX：075-957-4161
HP：<http://www.town oyamazaki.kyoto.jp/>